# ~ 宇都宮市への本社機能の移転・拡充を 検討されている事業者の皆様へ ~

# 宇都宮市本社機能移転支援制度のご案内

本市に本社機能を移転・拡充した場合、入居の際の改修費や業務用駐車場の賃借料、新規雇用等に対して支援します!

※ 東京圏からの移転は税制優遇制度有り。

### > 本社機能とは

#### 事務所



全社的な業務を行うもの又は複数 の事業所に対する業務を行うもの ※調査・企画部門、情報処理部門、 研究開発部門、国際事業部門、 その他管理業務部門のいずれかのため に使用されるもの

## 研究所



事業者による研究開発において 重要な役割を担うもの

#### 研修所

宇都宮市



事業者による人材育成において 重要な役割を担うもの

- 工場や店舗は対象になりませんが、業種に制約はありません。
- ・登記簿上の「本店」である必要はありません。
- ※ 本社機能の内容については、法改正により変更になる可能性があります。

## >各種支援制度

## ◆ 本社機能立地支援補助金



対象:「とちぎ本社機能立地促進プロジェクト」の認定を受けた企業

【例】✓ 宇都宮市外に本社を置く企業がその本社を宇都宮市内で新たに整備

✓ 宇都宮市内に主力生産工場がある企業が、工場敷地内に研究所を建設

補助の種類	補助内容	補助額等
賃借料補助	業務用駐車場の借上料	補助率:1/2以内 上限額:3年間で50万円
改修費補助	入居時に要した内装改修費,照明設置費,間仕切設置費	補助率:1/10以内 上限額:100万円
雇用補助	<ul><li>・本社機能移転・拡充に伴い市内に移住した者:20万円/1人</li><li>・新たに雇用した市内在住者:20万円/1人</li><li>◆新卒上乗せ:10万円/1人</li><li>◆女性雇用応援上乗せ:10万円/1人</li></ul>	補助率:定額 上限額:2,000万円 (上乗せ分含む)

# ◆ 市税の不均一課税制度【税制優遇】

対象:「とちぎ本社機能立地促進プロジェクト」の認定を受けた企業のうち, 東京圏(東京都,神奈川県,埼玉県,千葉県)から本社機能を移転した 企業

- 【例】 ✓ 東京圏に本社を置く企業が宇都宮市に新社屋を整備し、本社機能を移転
  - ✓ 東京圏に本社を置く企業が宇都宮市内の空き物件 に入居し、本社機能を移転
  - ✓ 主力生産工場がある宇都宮市に研究所を新たに 建設し、東京圏の本社から宇都宮市に研究開発 機能を移転



税目	課税対象	減税率
法人市民税 (法人税割)	本社機能移転に伴って増加した従業員数で按分した法人税額	> 2年間の滞税
固定資産税	本社機能移転に伴って増加した資産【土地・家屋・償却資産】 ※ただし、取得価額の合計額が3,800万円以上 (中小企業等は1,900万円以上)	<ul><li>▶ 3年間の減税</li><li>1年目:90%減税</li><li>2年目:75%減税</li><li>3年目:50%減税</li></ul>
事業所税	本社機能移転に伴って増加した資産及び従業員の給与総額	

### とちぎ本社機能立地促進プロジェクトの概要

- 企業の拠点形成・強化を支援し、就労機会の創出と新たな企業の立地促進を図る ことを目的に栃木県が策定した計画です。
- 本社機能の移転・拡充に伴う支援を受けるためには、移転・拡充先である栃木県知事に対して地方活力向上地域特定業務施設整備計画を申請し、認定を受けることが必要になります。
  - ※ 整備計画の認定については、下記の窓口までお問い合わせください。 栃木県 産業労働観光部 産業政策課(Tel: 028-623-3202)
- 移転・拡充先となる宇都宮市の対象エリア【地方活力向上地域】は以下のとおりです。 第2種中高層住居専用地域,第1種住居地域,第2種住居地域,準住居地域, 近隣商業地域,商業地域,準工業地域,工業地域,工業専用地域

#### 【問い合わせ先】

宇都宮市 経済部 産業政策課 経済戦略グループ 〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号 TEL.028-632-5192 FAX.028-632-2447

E-mail: u2305@city.utsunomiya.tochiqi.jp

